

# 所得控除

【記入する場所】申告書中「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」

種類	控除の要件(内容)及び必要書類	市民税・県民税 所得控除額
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合(親族の年金からの特別徴収分は除く) ● <b>国民年金、国民年金基金は証明書等</b> が必要	支払額の合計額 (主な社会保険料…健康保険料・国民健康保険税(料)・国民年金・国民年金基金・後期高齢者医療保険料・介護保険料・農業者年金等)
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金や個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ● <b>証明書等</b> が必要	支払額の合計額
⑮ 生命保険料控除	あなたが一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合 ● <b>証明書</b> が必要 (適用限度額 70,000円：一般分・個人年金分・介護医療分の合計額) 1 平成24年1月1日以降に締結した保険契約の保険料【新契約】の場合 (一般分・個人年金分・介護医療分それぞれで計算) 2 平成23年12月31日までに締結した保険契約の保険料【旧契約】の場合 (一般分・個人年金分それぞれで計算) 3 新契約と旧契約の保険料を両方支払った場合 ※旧契約の支払額が42,000円を超える場合は、旧契約のみを適用した方が有利です。	12,000円以下 …支払額 12,001円～32,000円…支払額×1/2+6,000円 32,001円～56,000円…支払額×1/4+14,000円 56,001円～ …一律28,000円 15,000円以下 …支払額 15,001円～40,000円…支払額×1/2+7,500円 40,001円～70,000円…支払額×1/4+17,500円 70,001円～ …一律35,000円
⑯ 地震保険料控除	あなたが地震保険料を支払った場合(居住用のみ) ● <b>証明書</b> が必要 1 地震保険料に関する保険料の場合 2 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の場合(旧長期損害保険料) 3 地震保険料と旧長期損害保険料を両方支払った場合 ※ <b>ただし一つの保険契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する時は、いずれかの保険料を選択</b>	支払額×1/2 (適用限度額 25,000円) 5,000円以下 …支払額 5,001円～15,000円…支払額×1/2+2,500円 15,001円～ …一律10,000円 次に掲げる金額の合計額(適用限度額 25,000円) 地震保険料分 …上記1により算出した額 旧長期損害保険料分…上記2により算出した額
⑰ ひとり親控除	1 その人と事実上婚姻関係にあると認められる人がいない 2 生計を一にする子がおり、その子の合計所得金額が48万円以下かつ他の人の扶養でない 3 合計所得金額が500万円以下である	30万円
⑱ 寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 1 夫と離婚後に婚姻しておらず、あなたの前年の合計所得が500万円以下で、あなたが扶養している親族がいる 2 夫と死別あるいは生死が不明で、あなたの前年の合計所得が500万円以下である	26万円
⑲ 勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 ● <b>学生である証明書</b> が必要	26万円
⑳ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の場合も含む)が障がい者の場合 特別障害者…身体1～2級、精神1級、療育A	普通障害 …1人につき26万円 特別障害 …1人につき30万円 同居特別障害…1人につき53万円
㉑ 配偶者控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の(事業専従者を除く)場合	あなたの合計所得金額 控除 控除(老人) 900万円以下 33万円 38万円 900万超950万円以下 22万円 26万円 950万円超1,000万円以下 11万円 13万円 ※控除(老人)とは、配偶者が昭和30年1月1日以前生まれの場合
㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円超で133万円以下の場合 ※ <b>配偶者控除との併用は不可</b>	あなたの合計所得 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 48万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超133万円以下 3万円 2万円 1万円
㉓ 扶養控除	【昭和30年1月1日以前生まれの人】 ・老人扶養…38万円 ・同居老親等(老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で同居している人)…45万円 【平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人】 ・特定扶養…45万円 【平成21年1月1日以前生まれの上記以外の人】 ・一般扶養…33万円	【昭和30年1月1日以前生まれの人】 ・老人扶養…38万円 ・同居老親等(老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で同居している人)…45万円 【平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人】 ・特定扶養…45万円 【平成21年1月1日以前生まれの上記以外の人】 ・一般扶養…33万円
㉔ 基礎控除	16歳未満の扶養親族(控除対象外) ※上記の要件等は同じです。	平成21年1月2日以降生まれの人は、扶養控除の対象にはなりません。非課税基準額算出に必要になりますので、該当する人は記入してください。
㉕ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の有する資産が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 ● <b>領収書等</b> が必要	次のいずれか多い金額 1 (損失額－保険金等補てん額)－(総所得金額×10%) 2 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
㉖ 医療費控除	どちらを選択した場合も、領収書を人ごと、病院ごとに集計し、明細書を作成してください。 どちらを選択した場合も、領収書を人ごと、病院ごとに集計し、明細書を作成してください。	令和6年中に支払った医療費の総額 保険金額等補てん額 「10万円」と総所得金額×5%の少ない方の金額 令和6年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額 保険金額等補てん額 12,000円 こちらを選択した場合は、申告書の㉗の区分欄「1」と記入してください。

# 申告書表面の書きかた

令和7年度 市民税 申告書 記入例 中野市長あて 令和7年 月 日提出

住所	中野市大字中野1234番地	フリガナ	ナカノ タロウ
アパート・団地名等	〇〇ハイイツ901号室	氏名	中野 太郎
世帯主名	中野 太郎	個人番号	1234567890123
職業	会社員	世帯主との続柄	本人
勤務先	株〇〇〇	生年月日	明大平 52年2月3日
所在地	長野市	電話	22-2111
		自宅	

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の預り金	支払った保険料	円
	国民健康保険税	100.800	
	国民年金保険料	180.180	
	合計	280.980	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	25.000	円
	旧生命保険料の計	25.000	円
	新個人年金保険料の計		円
	旧個人年金保険料の計		円
	介護医療保険料の計	80.500	円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	12.500	円
	旧長期損害保険料の計		円
㉑ 障害者控除	障害の程度	身障 1 級	度
	フリガナ	ナカノ 夏男	
	氏名	中野 夏男	
	生年月日	27-10-1	
	同居・別居の区分	同居	
	控除額	45	万円
	フリガナ	ナカノ 冬子	
	氏名	中野 冬子	
	生年月日	32-2-4	
	同居・別居の区分	同居	
	控除額	33	万円
	フリガナ	ナカノ 夏美	
	氏名	中野 夏美	
	生年月日	15-8-8	
	同居・別居の区分	同居	
	控除額	45	万円
	フリガナ	ナカノ 夏男	
	氏名	中野 夏男	
	生年月日	22-7-3	
	同居・別居の区分	同居	
	控除額	123	万円

別居の扶養親族等がある場合は、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補償される金額	総損失額のうち長期損害の金額
	円	円	円
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補償される金額	
	301.255	100.550	円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法  
 給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

## 寄附金税額控除について(申告書裏面)

都道府県や市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部への寄附金および、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち市が条例で定めたもので、その金額が2,000円を超える場合に、寄附金税額控除が受けられます。  
 上記に該当する人は、申告書裏面「寄附金に関する事項」に記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	2,504.321
		不動産	ウ	
		配当	エ	
		給与	オ	3,120.895
		公的年金等	キ	
		雑業務	ク	
		その他	ケ	210.150
		短期	コ	
		長期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	501.234
		不動産	③	
		配当	④	
		給与	⑤	2,104.000
		公的年金等	⑦	
		雑業務	⑧	
		その他	⑨	210.150
		合計	⑩	210.150
		総合譲渡・一時	⑪	
		合計	⑫	2,815.384
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	280.980	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	56.000	
	地震保険料控除	⑯	23.750	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	530.000	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330.000	
	扶養控除	㉓	1,230.000	
	基礎控除	㉔	430.000	
	⑬から㉔までの計	㉕	2,880.730	
	雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉗	100.705	
	合計	㉘	2,981.435	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

【個人番号】欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第6号に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

前年中に収入がなかった人でも、申告書が送られた場合は申告してください。  
 1 私は次の者の扶養であった。(仕送り等を受けていた)  
 住所

氏名 続柄  
 2 次の非課税収入で生活していた。該当箇所を○をしてください。  
 公的扶助・遺族年金・傷病手当・障害年金・児童扶養手当  
 雇用保険・預金取りずし・その他

シルバー人材センターからの配分金の必要経費は、家内労働者等の必要経費の特例の適用が認められています。  
 (家内労働者等の必要経費の特例)  
 家内労働者・外交員・集金人等で、事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額と給与収入の金額との合計額が55万円未満の人は、事業所得及び雑所得の金額の計算上、最大55万円の必要経費算入が認められています。

# 住所・氏名

現住所、氏名、生年月日、個人番号、職業、電話番号等を全て記入してください。  
 郵送で提出の際は、番号確認のためにマイナンバーカードの写し(画面)、通知カードの写しまたは、個人番号の記載された住民票の写しと、身元確認のために本人確認書類(運転免許証などの写真付きの公的機関の発行した証明書等)の写しを添付してください。  
 代理人の方が窓口で提出される際は、代理人の方の本人確認書類(運転免許証等)の提示をお願いいたします。

# 所得金額

【記入する場所】申告書中「1 収入金額等」、「2 所得金額」

種類	内容	備考
① 営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・弁護士・外交員・作家等	収支内訳書を作成し添付してください。また、収支内訳書の内容を申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。
② 農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
③ 不動産	地代・家賃等	
④ 利子	預貯金の利子等	源泉徴収されたものは申告不要です。
⑤ 配当	株式及び出資の配当金等	配当所得の種類などを申告書裏面「8 配当所得に関する事項」に記入してください。
⑥ 給与	給与・賞金・賞与等(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。

【給与所得の計算方法】

給与収入の金額(A)		給与所得の金額(単位:円)	
から	まで		
0円	550,999円	0	
551,000円	1,618,999円	A-550,000	
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000	
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000	
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000	
1,628,000円	1,799,999円	B=A÷4 千円未満の端数切捨て	B×2.4+100,000
1,800,000円	3,599,999円		B×2.8-80,000
3,600,000円	6,599,999円		B×3.2-440,000
6,600,000円	8,499,999円	A×0.9-1,100,000	
8,500,000円		A-1,950,000	

国民年金・厚生年金・企業年金及び公務員の共済年金等  
 源泉徴収票を添付してください。  
 ※遺族年金・障害年金等の非課税所得は記入しないでください。

## 【あなたの前年の合計所得が1,000万円以下の場合】

受給者の年齢	年金収入の金額(A)		公的年金等の雑所得の金額(単位:円)
	から	まで	
65歳未満(昭和35年1月2日以降生まれ)	0円	600,000円	0
	600,001円	1,299,999円	A-600,000
	1,300,000円	4,099,999円	A×0.75-275,000
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85-685,000
65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95-1,455,000
	10,000,000円		A-1,955,000
	0円	1,100,000円	0
	1,100,001円	3,299,999円	A-1,100,000
65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)	3,300,000円	4,099,999円	A×0.75-275,000
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85-685,000
	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95-1,455,000
	10,000,000円		A-1,955,000

⑧ 業務 原稿料・印税・アフィリエイト・せどり・ハンドメイド販売等副業に係る収入  
 申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)」に関する事項」に記入し、支払証明書等を添付してください。

⑨ その他 生命保険契約に基づく年金・シルバー人材センター配分金等  
 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。

⑩ 総合譲渡・一時 自動車・機械・ゴルフ会員権等、不動産以外の資産の譲渡  
 ※特別控除額は最高50万円  
 保有期間 5年以内…短期譲渡  
 5年超…長期譲渡  
 生命保険の一時金・満期返戻金・懸賞当せん金等  
 ※特別控除額は最高50万円  
 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減判定、その他行政サービスを受けるために収入がなかった旨の申告が必要となる場合があるため、令和6年中に全く収入がなかった人は、「収入がなかった人の記入欄」に記入してください。